

令和 5 年 第 2 回

伊根町議会定例会会議録

令和 5 年 6 月 15 日（第 2 号）

伊 根 町 議 会

令和5年 第2回（定例会）

伊根町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和5年 6月15日 木曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開議	令和5年 6月15日 9時29分			議長	佐戸仁志	
	散会	令和5年 6月15日 11時18分			議長	佐戸仁志	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	上 辻 亨	○	6	大 谷 功	○	
	2	長谷川貴之	○	7	和 田 義 清	○	
	3	松 山 義 宗	○	8	濱 野 茂 樹	○	
	4	向井久仁子	○	9	佐 戸 仁 志	○	
	5	山 根 朝 子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席10名 欠席 0名
	町 長	吉 本 秀 樹	○	保健福祉課長	石 野 靖	○	
	副町長	上 山 富 夫	○	地域整備課長	橋 本 利 将	○	
	教育長	岩 佐 好 正	○	教育次長	増 井 和 彦	○	
	総務課長	鍵 良 平	○	会計管理者	中 川 雅 貴	○	
	企画観光課長	千 賀 和 孝	○				
住民生活課長	森 田 連 三	○					
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正 人	○	嘱託職員	井 上 康 子	○	
会 議 録 署 名 議 員	3番	松山 義宗		7番	和田 義清		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和5年 第2回 伊根町議会定例会

議事日程 (第2号)

令和5年6月15日(木)
午前 9時29分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- Jクレジット制度の取り組みについて 大谷 功
- マイナ保険証について 山根 朝子
- 残土処分場使用道路について 松山 義宗
- 役場職員の副業について
- シカの増加と食害について 上辻 亨
- 伊根町開業支援金について 向井久仁子

日程第 3 発議第 3号 伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

日程第 4 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- Jクレジット制度の取り組みについて 大谷 功
- マイナ保険証について 山根 朝子
- 残土処分場使用道路について 松山 義宗
- 役場職員の副業について
- シカの増加と食害について 上辻 亨
- 伊根町開業支援金について 向井久仁子

日程第 3 発議第 3号 伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

日程第 4 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

令和5年6月15日(木)
午 前 9時29分 開議

◎ 開議の宣言

○議長(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。

連日、テレビなどのニュースで、日本各地で起こっている雨による災害を目にすることが多くあります。被災された方々にお見舞い申し上げますとともに早期の復旧を願いたいと思います。

また、ウクライナでは人によってダムが壊され、日本以上の水による災害に見舞われています。これが遠い国の話でなく隣国によって行われたと思うと、いつ我が国でも起こってもおかしくないことであると思います。早期の停戦、早期の復旧を望みたいと思います。

早速ですが、これより会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(佐戸仁志君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、

3番、松 山 議員

7番、和 田 議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員をお願いいたします。

◎ 日程第2 一般質問

○議長(佐戸仁志君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、J-クレジット制度の取組についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。6番、大谷議員。

○6番(大谷 功君) 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に基づきまして、J-クレジット制度の取組について質問をいたします。

政府は2050年までに脱炭素社会を目指すと宣言をしました。120以上の国と地域が2050年までに脱炭素社会の実現に向けて取組を今進めています。そういう中で、農林水産省は我が国全体のメタン排出量の約4割を占めると言われる水田からのメタン排出の削減を推進しています。今年の3月には、J-クレジット制度運営委員会において、水稻栽培による中干し期間の延長がJ-クレジット制度における新たな方法論として承認をされました。

このメタンガスというのは、CO₂の25倍の温室効果を持つ温室効果ガスと言われており、水田から発生するメタンガスは、土壌に含まれる有機物や肥料として与えられた有機物から嫌気性菌であるメタン生成菌の働きにより生成をされます。水田からのメタンの発生を減らすには、落水期間を長くすることが重要で、水稻栽培において通常行われます中干し期間を7日間延長することにより、メタン発生量を3割削減できることが確認をされています。冒頭にも言いましたとおり、水田からのメタン排出は我が国全体のメタン排出量の約4割を占めていると言われており、その排出削減はみどりの食料システム戦略や政府の地球温暖化対策計画にも位置づけられています。

ちなみに、中干しというのは、水稻の栽培期間中、出穂直前に一度水田の水を抜いて田面を乾かすことで、過剰な分けつを防止し成長を抑制する作業であります。中干し期間をその水田における直近2か年以上の実施日数の平均より7日以上延長をし所定の審査を受けると、削減量分のクレジットの認証を受けることができます。

そのJ-クレジット制度とは、温室効果ガスの排出削減、吸収量をクレジットとして国が認証し、

取引を可能とするシステムであります。計画書を作り、排出削減の取組をし、報告し認証されたクレジットを販売することで収益が得られる仕組みとなっております。その方法の一つとして、水稲栽培における中干し期間の延長を通常より1週間程度延長することで、水田から発生するメタンガスを抑制するという項目が加わったということでもあります。

農水省は、クレジットの販売で10a当たり1,000円から3,600円ほどに見込んでおります。米価が上がらない中、少しでも所得の向上に貢献できるとともに、温室効果ガス削減のための農家意識の向上にもつながるものと考えます。今後は秋起こしについてもクレジット対象として検討がされており、単価の上昇も見込まれます。

J-クレジットには通常型とプログラム型があり、自治体を取りまとめて取組を登録するプログラム型であれば、個々の農業者の負担が低減できるほか、柔軟に農地を追加できるなどのメリットがあります。プログラム型プロジェクトには、取りまとめ団体への専門家派遣やクレジット計画書の作成支援の仕組みもあります。伊根町がこの管理者として町内水稲農家の取りまとめを行い、クレジット化を実施する事業について検討ができないか、伺いたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 皆さん、おはようございます。

国内いろいろと災害が起きるわけでございますけれども、でも先般の自衛隊での銃撃というものですか、2人の方が亡くなられたのはとてもショッキングな事件であろうかと思っております。ご冥福をお祈りするとともに、もうこのようなことは絶対に再発しないようお願いしたいものがございます。

J-クレジット制度の取組についてお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、政府は2020年10月、当時の菅総理大臣所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、その実現に向けて様々な政策が進められております。

J-クレジット制度については菅総理の宣言以前からございます。2013年にスタートしております。それより以前は、経済産業省が主導する国内クレジット制度、環境省が主導するオフセット・クレジット制度が併存し、それぞれ違ったカーボンクレジットを認証しておりました。そして、その後それぞれの長所を一つの制度に包含することで統合されたのがJ-クレジット制度でございます。しかしながら、民間企業がこのクレジットをどう活用していくか、その辺のところは不透明でありましたので、農業者のこの制度の活用は少ない状況ではないかと思っております。

伊根町内の水稲農家の方がJ-クレジット制度を活用するに当たって、幾つかの問題があると思っております。

1つ目は、プロジェクト計画の登録やモニタリング報告には第三者機関の審査があり、その審査手数料が必要であるため、個別実施では活用が難しいということでございます。農林水産省の担当によりますと、その手数料は小規模でも100万円程度と聞いております。また、審査手数料に補助金が充てられますが、条件としてプロジェクト計画の年間平均削減量が二酸化炭素換算量で100t以上ないと受けられません。

100tといえば、1ha当たり1.3tの削減として、計画平均で毎年約77ha以上のプロジェクトが必要でございます。町内の水稲面積はおおむね100ha余りでありますので、その8割を占める方の参加が必要となります。そして、1つの田で認証を受けられる期間は8年間しかございません。その間のクレジットの売却益が投じた費用労力を大きく上回るのは、少し難しいのではないかと思うところでございます。

2つ目は農業者の労力でございます。プロジェクト計画の認証までに適正な2年分の生産管理記録簿の作成、その後もプロジェクト期間中のモニタリング報告用の生産管理記録簿のほか、排水性能の記録、使用肥料の記録などの作成が必要です。この作業に見合う収益であると多くの農家さんが判断するかどうかの問題でございます。

3つ目はクレジットの販売価格と購入者の確保でございます。農林水産省の担当者からも、いわゆるクレジットの買い手、購入者ですね、その購入者を見つけてから事業を進めることが望ましいと伺っております。クレジットの取引価格は定額ではございません。売出し価格を見ても、二酸化

炭素1 t当たりの希望売却価格は3, 200円から1万6, 500円と大きな開きがございます。購入者とのマッチングにプロバイダーを利用するとしても、手数料を取られるなど条件があるようです。また、売れなければ収益はないわけであります。

議員が示されました10 a当たりの単価でございますが、これにつきましては、森林系クレジットを参考に二酸化炭素1 t当たり1万円で算出されたものと思います。これにつきましては、地域ごとに削減量に差があることから、10 a当たり1, 000円から3, 600円の開きがあり、削減量が多いのは東北地方、逆に少ないのは九州や沖縄地方になります。近畿地方はというと、この試算では10 a当たり1, 300円相当になります。面積当たりの削減量は比較的低い地域でございますので、見込まれるクレジット量も低いと想定をされます。

町の考えでございますが、農林水産省への聞き取りでは、中干しに係る申請はまだ1件も上がっていないと聞いております。まずは伊根町としての地域性や規模で農業者の利益となる事業であるのかどうか、これを精査していく必要があると考えます。また、環境保全型農業直接支払交付金事業においても、化学肥料の削減など他の取組も必要ではありますが、中干し期間の延長による交付金措置もあり、その事業はJ-クレジット制度と一緒に活用することが可能とも確認をしておりますので、そういった事業も踏まえ計画的に考える必要がございます。

伊根町が主体となって取りまとめを行うことはやぶさかではございませんが、農業者の金銭的負担、作業負担も多くあります。そうでありますので、制度活用の最終的な判断は各農業者の方々にございます。

今後も各農業者団体などを通じ情報を広く発信してまいりますので、水稻耕作者の皆さんがご協議いただきたく思います。その上で大多数の参加意向が見込まれるときは、伊根町主体の取りまとめについては当然前向きに検討をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） ありがとうございます。

手数料のお話もございましたが、計画書の作成支援、それから審査費用に対する支援、これが70%あると聞いております。それから、検証の費用、これもかかりまして、これも支援が90%ぐらいあるというふうに聞いております。

今後、秋起こしもJ-クレジットに承認される方向であり、これが新たな収入源になるのかなとも思います。今後注目しておく必要があるかなとも思っていますので、ぜひこれからの課題としてアンテナを張っていただいて、情報の収集に努めていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 手数料等々補助金が70%で、それでも最大200万円までということでございます。町の農業者の皆さんのためになることであれば、でも、要するに手間暇と労力、例えば昔で言えば無農薬栽培、田んぼを無農薬で、草が生えていればちゃんと刈って、それによって高付加価値でというようなこともやられるんですけれども、その手間たるや大変で、手間は3倍、値段はちょっとしか上がりず、そういうこともございますので、そのあたりをよくよく農業者の皆さんと相談させていただいて、本当に伊根町の農業者の皆さんのためになるということであれば、一緒に検討してまいりたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、大谷議員の一般質問を終わります。

次に、マイナ保険証についてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づき一般質問を行います。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化を強要するマイナンバー法等改定案が国会で可決され、健康保険証の廃止とマイナ保険証の運用が決まりました。マイナ保険証を利用した際、別人の情報がひもつけされた例は全国で約7, 300件余りと報道されましたが、この数字は氷山の一角で、どれだけあるか分からないとも言われています。メリットばかりを強調し、急激な普及と用途拡大

を押しつけてきた政府の姿勢が問題を拡大しており、まずは原因究明を行い、システムの見直しをするなど、早期に国民の信頼回復を図ってほしいと思います。

マイナ保険証に関するトラブルの多発は、町民にとっても他人事ではありません。伊根町でもマイナンバーカードの取得に向けて積極的に取り組まれました。マイナンバーカードの申請は全国平均では77%のようですが、令和5年4月の時点で町民の何割の方がマイナンバーカードを申請し、取得しているのでしょうか。

また、マイナポイントの付与との関係で健康保険証にひもづけされた方も多いと推測できますが、どれくらいおられるのでしょうか。

町内の診療所では、マイナ保険証の読み取り機は設置されているようですが、診療所を受診される方はマイナ保険証を今利用されているのでしょうか。

全国保険医団体連合会の調査では、マイナ保険証は1医療機関当たり1日に1から2名程度の利用であるけれども、今でもトラブルが発生しており、多くの方がマイナ保険証を利用するようになったらどうなるのかと不安を表明しています。この間の報道でも、顔認証がエラーになる、暗証番号入力が困難になる、紙の保険証なら月1回の提示でもよかったが、マイナ保険証では毎回オンラインでの資格確認が必要なため、マイナ保険証を忘れた場合の対応に手間取るなどのトラブル事例が上がっています。町内診療所での状況の説明を求めます。

また、政府は誤登録の対応として、登録データを点検し、7月末までに結果を報告するように求めています。国保の登録データの点検として市町村が緊急の対応をしなければならないのでしょうか。これについてもお聞きしたいと思います。

マイナ保険証を利用することで、健康・医療に関する多くのデータによってよりよい医療を受けることができ、薬剤情報などが医師に提供されることで総合的な診断や重複投薬が避けられる、また限度額適用認定証の持参も不要になるなど、メリットとして強調がされています。しかし、その反面、マイナンバーカードを取得していない人や、マイナンバーカードを取得していても健康保険証にひもづけしていない人は、マイナ保険証の使用に比べて、初診、再診、調剤費まで窓口負担が上乗せされるというペナルティーが課せられています。もともとマイナンバーカードを取得するのは任意であるはずですが、それを罰則まで決めて取得させるやり方は、個人の自由権に国家が一部強制として介入するもので許されるものではありません。

また、このマイナ保険証の一番の問題点は、国民皆保険制度を壊すものであるということです。今後、2024年秋に現行の保険証が廃止、発行済みの保険証は最長2025年秋までの有効ということですが、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書がその代わりになるようです。これまでは保険者の責任で保険証の交付がなされてきましたが、毎年、被保険者が自ら更新申請しなければならなくなります。マイナ保険証でも5年に一度の更新手続きが必要になります。どちらも申請や更新をしなければ無保険扱いの状態となり、窓口で10割負担となるおそれが出てきます。

先ほどの全国保険医団体連合会では、マイナ保険証の運用を巡って保険証が無効となるなどのトラブルが全国の医療機関で多発しており、窓口で医療費の10割負担を患者に求めた事例が400件近くあったということです。マイナ保険証の利用者はまだまだ少ない状況の中でこのトラブルの発生であり、今後さらに増えることが予想できる大問題です。

憲法25条では、国は社会保障の向上、増進に努めなければならないと規定しています。マイナンバー法等改定により、任意であるはずのマイナンバーカードの取得の義務化が強制されることで、これまでの保険者の責任で交付されていた保険証が個人の責任に転嫁され、安心して医療を受ける権利が剥奪される状況になってくると思います。公共サービスから自己責任への変質ということがこの問題の根本であると考えます。

申請は任意であるマイナンバーカードを必ず加入しなければならない健康保険の保険証とひもづけること自体に無理があり、国の社会保障の責務の放棄といえます。住民にとって任意であるはずのマイナンバーカードを取得するかしないかで、住民が差別され不利益が生じるこの制度は、今後国に改善を求めていきたいと思いますが、自治体としてマイナンバーカードや資格確認書の更新の案内を丁寧に行うことなど、無保険となる住民を生まない手だてが必要ではないかと考えますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、マイナ保険証についてお答えをしたいと思います。

議員おっしゃるように、マイナンバーカードに関係した不具合が連日のように報道されております。住民の皆さんも不安な思いをされているのではないかと思いますと、便利な機能があるとはいえ、若干残念に思うところでございます。

ただし、発生している事象は、マニュアルに沿った正しい登録をしておれば発生することはなかったものがほとんどでございます。イレギュラーな登録をしようとする際のチェック機能など、システムの不備があったのだらうと言わざるを得ません。

また、自治体がマイナポイントを付与するサポート作業でのヒューマンエラーも発生しておりますが、これについて中核市市長会会長であります福島市長さんは「国が短期間に取得率を上げようと性急な登録をせかし、それに伴って自治体も一生懸命やってきた」、この言葉がいわゆるヒューマンエラーの全てを物語っているように私は思うところでございます。

さて、議員ご質問の当町におけるマイナンバーカードの状況でございますが、5月末現在の人口1,940人に対する実数で、申請済みが1,573人、81%、既に手元に持っておられる方が1,535人で79%、ほぼ8割の方が持っておられます。健康保険証へひもづけされた方の実数は、これについては自治体では把握することはできませんが、マイナポイント付与のサポートをしたときの様子では、9割以上の方がひもづけされておられるようでございます。そのように推察するところでございます。

また、町内診療所でマイナ保険証として使用されている実績は、これは少ないですね。1割にも満たない状況でございます。トラブルについては大きなものは発生しておりません。しかしながら、カードで保険の資格確認をする際、画面操作で過去の診療情報を利用することについて、同意するかしないか選択ができます。そのときに同意しないのほうにタップをされたために通常の医療点数になってしまった。同意するのほうにしたら、若干割引ですか、安いんですけども、同意しないのほうを押した方は通常の医療点数になってしまった、そういう事例が数件あったようでございます。

マイナンバーカードのICチップには、カードに記載されている住所、氏名、生年月日、個人番号などの情報以外は入っておらず、カードそのものに医療情報は蓄積されません。したがって、カードに記載された情報で社保や国保の中核サーバーへ健康保険の資格確認をしているに過ぎず、意図してイレギュラーな操作を行わない限り、他人の資格とのひもづけは起こり得ないものでございます。

現在、国保における国からの点検作業指示は、不適切な確認で資格登録するなどして発生したイレギュラーな事案についてであり、当町には該当事例はございません。そのように確認をしております。

なお、議員にご懸念されておられます無保険の状態ですが、基本的に健康保険の資格を持っていない方は生活保護受給者などごく限られた方であり、仮に医療機関窓口で資格確認ができず、10割をお支払いになられたとしても、後日、領収書等を添付して加入している保険者に申請すれば適正な負担を超えた医療費は給付されますので、手続等が発生しますが、無保険という状況には至りません。

議員からご指摘がありましたマイナ保険証を持たない方の資格確認書でございますが、現段階では発行するスキームが示されておらず、毎回申請が必要なものかどうか分かりません。よって、確実なことは申せませんが、可能であれば現制度と同じく、時期が来れば該当者へ申請いただくことなく資格確認書を郵送したく考えます。また、毎回申請が必要なスキームとなるのであれば、更新する時期には毎年対象者へのお知らせとともに申請書をお送りするものとしたく考えております。他の自治体の動向も注視しつつ、適正な対応に努めたく思います。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） ありがとうございます。

無保険にならないように丁寧な対応をしていただけるということで、少し安心をしました。

そして、また伊根町では誤登録とかヒューマンエラーというのは、町内では発生していないということについても分かりまして、本当に安心しています。

ただ、町長言われたように、無保険というか、オンラインでの資格確認ができなくて、10割給付になっても、その手続をすれば返ってくるのでということだったんですが、その金額にもよりますが、何万円ものお金を窓口で一旦立て替えて払うというのはちょっと厳しい方もいます。ですから、そこら辺をやっぱりこの制度の不十分なところかなというところが思うのと、ただ、それについては、マイナ保険証を忘れてオンラインで資格確認ができない場合は10割負担だったんですが、これについては6月2日ぐらいに厚生労働省の担当者も、それはあまりにもちょっとひどいことなんだと思いますとかという感じで、取りあえず3割、これまでその人が3割負担だったら3割を払ってもらって、それから確認をちゃんと取って、ちゃんと手続をしていくというふうなことも、ちょっとネットのほうではそういうことも表明されていたので、そういうふうに、なるべく今の制度以外にもっと悪くならないように、国のほうも自治体のほうも対応していただきたいというふうに思います。でも、状況は分かりましたし、本当に、ただ、もう一つすみません。

1割の人がマイナ保険証を町内で使われているということですよ。これまでに私がちょっと調べた段階では、医療機関1人から2人ぐらいが今使っている状況というふうになっていたんですけども、1割というところが多いなというふうに思ったんですけども、それほどマイナ保険証を信頼されて使っているのかな、使い勝手がいいのかなと思うんですが、やっぱり使い勝手がいいというふうに理解していいのでしょうか。その理由をちょっと教えてください。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議員、1割の方が使われているということでなくして、1割未満であると、1割にも満たない、それだけ少ない方であるというふうにお聞きしております。

マイナンバーカード、今どうなんですか、DMOと丹鉄のほうでやられている社長さん、その方がシンガポール在住なんですね。そのシンガポールでは、もう買物するのも、医療も、その辺でコーヒー飲むのも、もうこれ一枚なんですよ。もう大変便利であると。キャッシュレスであれ、何であれ、そういうふうにマイナンバーカードもだんだんに発展していくと思うんですね。ですから、これは本当に今後はいろんな意味でDXですか、よい方策だと思います。それまでにはいろいろところで不具合というのは多少起こると思います。そこを何とか改善していき、また我々も、保険証ですから不具合が起きない、また大変な目に遭わないように心砕いてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、山根議員の一般質問を終わります。

次に、残土処分場使用道路について及び役場職員の副業についてを通告議題とし、松山議員の発言を許します。3番、松山議員。

○3番（松山義宗君） それでは、通告書に従い、残土処分場使用道路についてお伺いいたします。

残土処分場は、使用料収入が4億4,496万円、基金の繰入れが2億9,225万円、初期費用と維持管理の総合計が2億3,519万円との答弁が9月議会でありました。

さて、残土処分場管理事業に今年度は2億3,525万円が支出をされます。次期残土処分場の工事、あるいはまた必要な経費が計上されていると説明があり、議会で可決をされました。今後は伊根町の未来のための歳入となり、多方面への支出がなされることを期待しております。

一方で、狭隘な府道を通過往來するときの大型ダンプと普通車との離合難や、騒音と道路の傷みなども経年使用により進んでまいります。特に、本坂地区内の道路は沿道に住宅もあり、危険箇所としての認識が必要です。一定、府道の改修なども実施されておりますし、大型ダンプもルールを守った運行をなされており、大変感謝をするところであります。ところが、引き続きの注視が必要であります。また、野村本庄間の町道は、残土処分場開場時には野村側から本庄方面は一方通行となります。地域住民も承知をしておりますし、拡幅工事も実施がされており、これもありがたいところでございます。

ところが、最近よく目にするのは、残土処分場から本庄方面に下る道路の雑木が町道に覆いかぶさっており、大型車のフロントガラスやバックミラー、あるいは屋根をかすめています。残土を運んでいる大型ダンプの運転手さんが荷台に上がって、手でへし折っている光景をよく目にするよう

になりました。かざし切りなどの対策を怠り、車両に損傷を及ぼした場合の責任はどこにあるのか。残土処分場は伊根町の歳入となる管理事業なので、基金から求めて早急に対処することが必要と考えますが、町長の見解を伺います。

次に、役場職員の副業についてお伺いします。

集落支援員は地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関しノウハウ、あるいは知見を有した人材を委嘱し、集落への状況把握、集落点検等を実施し、住民と市町村の間で話合いの促進を実施する取組として認識をしております。

総務省の発表では、令和3年度の全国の集落支援員数は、3府県と383市町村で、専任が1,915名、兼任者が3,424名となっております。ここ京都府内では7市町30名が集落支援員です。そのうち伊根町は4名となっております。集落支援員1人当たり年350万円を上限に、特別交付税の算定対象となっております。

現在、当町においては高齢化が進み、農林水産業の担い手不足だけではなく、観光業においても人手が不足していると感じております。

例えば和歌山県すさみ町は、令和5年度、今年度から職員、会計年度職員180名の副業を認める規則の運用を始めました。地域おこしにつながる活動を認めることで知識や経験が得られ、結果として職員の能力が高まり、行政サービスの向上にもつながると期待しているようです。その中に集落支援員も組み込んで、地域や集落の問題を解決するため、町民と行政との窓口役としながら地域貢献をしていくということも考えられます。

地方公務員は職務専念義務や守秘義務の観点から営利目的の副業を禁止しておりますが、例外的に任命権者、つまり町長の許可があれば可能となります。当町においては、担い手や人材不足は深刻で、指示をするよりも実働者が必要ということをご承知のとおりと思います。

伊根町で職員の副業や集落支援員を生かした、人手不足の一助になるような地域貢献の方針を町長にお伺いいたします。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、残土処分場使用道路についてお答えをいたします。

議員のご質問の中で、本坂集落内のダンプ往來の危険性について言及されておりましたので、まずこの件についてお話をしたいと思います。この路線は府道弥栄本庄線であります。町としても、本坂集落内を通行するダンプトラックは徐行するよう、残土処分場の使用管理者として強く注意をしているところでございますが、それでも危険性を有していると認識をしております。以前頓挫をしておりました本坂地区のバイパス計画の再起動を府に要請をしているところでございます。次期公共残土処分場の開設もあり、今後もダンプの往來が続くことが見込まれることから、本坂集落内の危険性を強く訴え、集落を迂回するバイパス整備の要望を行ってまいります。

それでは、議員からご質問のありました、かざし切りなどの対策を怠り、車両に損傷を及ぼした場合の責任はどこにあるかについてでございますが、これにつきましては、町所有の道路敷に生える木が通行に支障を来すときは当然町に責任がございます。府道ならば府でございませう。国道ならば国でございませう。また、民地から伸びた枝についても、それぞれに道路管理上の責任が生じる場合がございます。

雑木であれ、植樹した木であれ、立木の管理責任は基本的にその土地の所有者にあります。状況によっては民法第717条第2項により所有者または占有者に損害賠償責任があります。そして、車道部に張り出した枝は道路法上の禁止行為に当たり、道路交通法の措置命令の対象となります。しかしながら、道路管理者が所有者への伐採要請を行っていたとしても、事故が起これば通行規制等を講じるべきであったとして、国家賠償法の賠償責任が生じることもございます。

大雨の後や所管課職員による現場移動時などに巡回を兼ねて町道の点検を行っておりますが、巡回する車両が小型のため、大型車両のみ支障となるような枝については見落とすことが多くございます。今後はこの点も配慮しながら巡回を行ってまいります。また、ダンプトラックが多く通過する町道本庄上野村線は、支障があれば連絡されるよう、残土処分場の使用許可書の注意事項などで事前に周知も行ってまいります。

通行に支障が生じる枝のかざし切りは、規模にもよりますが、巡回時確認の都度、また通報の都

度、伐採を行っております。今回お話のありました町道本庄上野村線につきましても、他の路線と同様に町道の維持管理費によって伐採を行ってまいります。これは町の責任でありますので、基金からどうこうということなく、道路管理上、当然行ってまいります。

次に、役場職員の副業についてお答えをいたします。

役場職員については、議員ご指摘のとおり、地方公務員法によって様々な義務や制限がございます。ご質問にありました営利企業への従事等の制限は同法第38条で規定されております。その趣旨は、同法30条及び第35条で規定されている職務に専念する義務との関係で、これに直接的、間接的に悪影響を及ぼすような行為を職員が行うことを勤務時間内の内外を問わず制限する必要があるというものでございます。

副業による心身の著しい疲労のために職務遂行上の能率に悪影響を与えるおそれがあること、また職員が特定の会社の役員を兼ねたり、また報酬を伴う事務、事業に従事したりすると、その利益を念頭において職務の公正を害するおそれがある、そういう考えによるものでございます。すなわち、職員が公務以外の事業など、特に営利性のある事業に従事したり、報酬を伴う仕事を行ったりするときは、人間の性として、とかくそのことに注意と関心を奪われ、知らず知らずのうちに職務に対する集中心が欠けるおそれがあるため、原則としてこれを禁止しているものでございます。しかしながら、職務に専念する義務、職務の公正性の確保、職員の品位の維持が可能な場合に限っては、許可を要件として例外を認めることができることになっております。

国家公務員兼業、副業について、内閣人事局から基準が出されております。それによりますと、第一に兼業先が非営利団体であること、次に在職する機関と利害関係がないことなどが挙げられております。この基準を鑑みますと、非営利で役場と利害関係がない団体ということになります。これは対象となります。産業の担い手や企業が非営利とは認め難くあります。また、公的補助を受けている組織は利害関係があることとなります。

また、従事する時間は週8時間以下、1か月30時間以下、平日は3時間以下という基準が示されており、この時間が公務遂行上の能率に悪影響を与えないものと示されております。副業を認めるとした場合、当然、勤務時間外で勤務終了後や休日に行くことになろうかと思いますが、労働基準法の法定労働時間は1人の労働者に対して上限を規定しておりますので、本業と副業の時間を合わせて1日8時間を超えた場合、または週40時間を超えた場合は割増賃金の対象となります。地方公務員はこの基準が適用されますので、副業で雇い入れる団体は、平日なら1日15分を超える部分から基準賃金の1.25倍の割増し賃金ということになります。

さらに、働き方改革で長時間労働の是正に向けて官民一体で取り組んでいる中、職員の労働時間を増やさずに副業を認めるとなると、そうなりますと職員が公務に従事する正規の勤務時間である1日当たり7時間45分という勤務時間を短縮しなければいけないということにもなりかねません。

これまで役場や保健センターでの時間外勤務について、夜遅くまで明かりがついている、職員の健康管理はしっかりできているのか等々、心配の声を議会からも上げられております。そのような状況下で職員に副業を勧めるということについては、私としてはちゅうちょせざるを得ません。職員は公務に全力で取り組むこと、すなわちこれが地域貢献だろうかと考えております。

今まで申し上げたことは、いわゆるフルタイムで勤務している職員のことであります。役場の中にはパートタイムで働く職員もおります。このパートタイム任用職員については、地公法第38条第1項のただし書で営利企業への従事等の制限が課せられていません。したがって、そういった職員を企業が採用して営利事業などに従事させるということについては、公務の信用を傷つけるおそれなければ問題ないとされております。

また、集落支援員については、役場の中で必要な業務に対し、集落支援員制度がうまく合致する職種について採用している状況でございます。観光協会と地域との調整を行う業務や、鳥獣被害の調査、地域の生涯学習の支援を行う業務などでございます。

いずれにいたしましても、人手不足は官民間問わず深刻な問題でございます。役場職員の募集に当たっても応募が少なく、毎年複数回の試験を行っている状況であり、必要な職種に必要な人員がなかなか確保できていない状況でございます。当然、町内の産業の担い手不足についても重要な課題と認識しておりますが、その人手不足解消のために伊根町職員の副業を認めるということは考えて

おりません。

しかし、非営利でボランティア的活動団体には、例えば消防団、区長さんのような村役、学校や地域のスポーツ指導員等々には、今までから許可を出し、その活動を認めております。地域貢献いただいております。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、松山議員の一般質問を終わります。

次に、鹿の増加と食害についてを通告議題とし、上辻議員の発言を許します。1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

近年、全国各地で鹿の増加で農業従事者を悩ませております。環境省によりますと、全国の鹿、北海道を除く推定個体数は2019年度で189万頭で、それ以降2.7倍に増加していると報告されております。鹿が増える原因として、鹿を捕食するニホンオオカミが1900年代初頭まで生息しておりましたが、感染症等で絶滅し、自然界に天敵がおらず、捕食圧がないことが鹿の生息数増加の原因と言われております。当町でも数年前から頻繁に見るようになり、最近では昼間でも見かけるようになりました。

鹿が増えると下草や樹木の若芽を食べ尽くすなど、森林環境が衰退し、土砂災害の危険性が高まったり、ほかの動植物にとっての生育環境が悪化したりします。鹿の増加により自動車事故等の事故なども起きていると聞きますが、昨年9月中旬、稲刈りが終わった頃であります。筒川のアグリの方が夜9時頃に筒川の野村地区、知足院辺りで赤外線つきのドローンで野村周辺を撮影されたところ、五十数頭の鹿を確認することができました。伊根町全体になるとかなりの鹿が生息していると思えますが、当町では現在鹿の頭数を把握しているのでしょうか。

また、鹿の増加によりマダニが増えると聞きました。マダニにかまれると様々な感染症を発症するおそれがあります。当町でマダニにかまれる被害は出ていないのでしょうか。

また、鹿の増加で、人工林の皮剥ぎ食害など林業への影響や、春になると山菜を食べ尽くし、人里近くでは水稲や農作物食害なども頻繁に起きております。電気柵等の設置や被害を防げるように対策を取っておりますが、労力ばかりであり効果が無いと聞きます。今後、鹿の増加により食害の被害も深刻な状況になると考えます。何かよい食害対策の考えはないのでしょうか。

以上について町長の答弁を求めます。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず初めに、鹿の頭数でございますが、議員のおっしゃるとおり、伊根町でも鹿は近年増加傾向にあります。大変増えております。令和元年度までは、狩猟を除く鹿の捕獲等数は10頭程度でございました。令和元年度までは10頭程度だった。しかしながら、令和2年度には50頭を超え、令和3年度には80頭、令和4年度になると120頭と、捕獲頭数で見ても急速に増加していることが分かります。

議員ご質問の鹿の頭数の把握状況でございますが、町として正確な数は把握しておりません。しかしながら、京都府が定める第二種特定鳥獣管理計画の令和4年度事業実施計画において推定値を示しており、伊根町では355頭、伊根町の森林面積51km²での生息密度は1km²当たり7頭と推定をされております。この数値は、平成30年当時の数値を京都府版シミュレーションの推定結果に基づき修正をしたものでございます。しかしながら、平成30年度の伊根町での捕獲頭数は少なかったこと、また近隣市町の生息密度は伊根町の7頭に比べ20頭から30頭と多い状況を考えましても、実際にはもっともっと多いのであろうかなと思います。今日議員に聞かせていただきました野村地区の知足院ですか、ドローンの赤外線であの地域だけで50頭ですか。それを聞いても、たかだか355頭では濟まん、これは倍以上かなと、私も推測をするところでございます。

マダニの被害につきましては、森林総合研究所より昨年の11月にマダニのリスクが高い森林の特徴が明らかになったとのプレスリリースがございました。マダニの数は鹿が多い地域の森林ほど多く、特に下層植生が繁茂する林縁で多いとのことでございます。伊根町は82%が森林であり、その林縁の田畑も荒廃が進み下草が生えている状況です。そして、鹿も多い。マダニの増加する要因が非常に大きいと言えます。

マダニにかまれるとSFTS、重症熱性血小板減少症候群などの感染リスクがあり大変危険でございます。聞くとところによると、致死率30%ということでございます。過日、5月30日でございますが、宮津市60代女性の方がSFTSに感染したとの報道がございましたが、丹後保健所によると、平成27年度以降、毎年丹後地域で一、二件SFTSが発生していると伺っております。町内の診療所にも、年に5件程度マダニにかまれたと受診に訪れると聞いております。5件ほどマダニにかまれる事例が起きております。幸いなことに、今のところSFTSには感染をしておられる方はいないようであります。

下草が生い茂った森林縁に入るときは、マダニのつきにくい服装や防虫剤を使用するなど、念入りにマダニ対策を行う必要がございます。5月初旬にも「いねばん」で注意喚起を行っており、今後も啓発に努めたく思います。

最後に、人工林の皮剥ぎ、農産物の苗木の食害対策について何かよい考えはないかのご質問でございますが、従来の鹿の捕獲はイノシシおりに入った鹿の有害鳥獣捕獲や猟友会による狩猟での少量の捕獲しかございませんでした。このため、伊根町といたしましても鹿の捕獲手段について検討を進めてまいります。具体的な対策案としましては、猟友会との協議調整が必要となりますが、巻き狩り等による捕獲の実施、また伊根町野生鳥獣被害対策運営協議会による大型鹿おりの購入整備などの対策案について、実施可能か検討を進めてまいりたく思っております。

いずれにしましても、農作物被害の防止のためには継続して集落での追い払いや、おりなどの設置による防護が必要でございます。捕獲には猟友会の協力が必要でございます。今後も集落の防護対策への支援、猟友会への捕獲委託、狩猟者育成のための支援などを継続して行いながら、鹿対策として新たな手段を模索してまいります。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 答弁ありがとうございます。鹿は生まれて1歳で、もうその次の年から子供を産むと言われております。今現在、天敵がないから増加するばかりと聞いております。また、ダニもかなり鹿が通るところにはついておるから気をつけてほしいという、地区でもそういった寄り合いのときに、山菜摘みに出られる方にはそういう注意を区長さんなりに相談したり、お話もしておるところですが、引き続き、また「いねばん」等で周知していただきたいというふうに思います。

また、捕獲体制の強化と、今現在、電柵も高い電柵、1m70ぐらいの電柵をしておるんですけども、やっぱりそれを簡単に飛び越えるんですね。何とか入らんようにならんかなというふうにもいろいろと対策は考えて、イノシシだけじゃなしに鹿用の、もうだんだんポールばかりが高くなって、電気の線も5段、6段と張ったりして、いろいろと対策は講じておるんですが、捕獲していただくのが一番効果なのかなというふうに考えますので、また今後とも、あらゆる方策考えていただいて鹿対策に取り組んでいただきたいということを申し添えまして、以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 最後に、伊根町開業支援金についてを通告議題とし、向井議員の発言を許します。4番、向井議員。

○4番（向井久仁子君） それでは、通告に従い、伊根町開業支援金について一般質問を行います。

世界有数の景観を持つ伊根町の伊根地区は、平成17年7月22日発行の国の官報に掲載され、保存地区の選定となりました。これを機に、舟屋を核とした観光に取り組んだ経緯があり、現在では民宿も増加し、交流人口も拡大となっております。これも吉本町長の施策の大きな成果だと思います。それには、重要伝統的建造物群保存地区指定や伊根町開業支援金の役割も大きなものを感じております。

制度を利用しての改修や開業は当然のことですし、観光地化した伊根町は、交流人口の拡大、民宿等の拡大、飲食店の増加などにより、宿泊客、土産物の売上げも増加していることと思います。観光地化の目的は一定達成されつつあると感じております。また、民宿の開業に投資をしても早期の回収は可能なことも知られております。このことから、景観豊かな生活を営む場所である伊根町の舟屋群は投機の対象になっていると思います。

現在では、新型コロナウイルスの影響で落ち込んでいた客足も、コロナの頃までに回復しつつあると感じております。私は、観光地化しても生活感あふれる町並みが一体となっている伊根町だから魅力があると思っています。ですが一方では、伊根町の人口増加を望む中で、伊根町の舟屋に住んで漁業や海に関わる仕事を営みたいと望んでも、住まいを見つけることができず、中には時間をかけ町外から職場まで通勤されていましたが、朝が早いため続けることができず、漁協での仕事を退職した方もおられました。また、結婚や家族が増えることで、寮や住宅から移るため伊根地区で一軒家を探しても見つめることができず、町外へ出る選択をされる方もおられました。地元の方で結婚を機に伊根地区で今も家を探している若者、諦めて町外へ出た地元の若者もいました。いろいろな事情があるとは思いますが、このような方たちがおられることを疑問に思い、何かよい対策がないかと思っています。

観光地化は、交流人口の拡大や経済効果も大きく、大切なことと私も十分に理解しています。ですが、住んでこそ、生活があってこそ伊根地区だと思っています。

そこで町長にお伺いします。

伊根町開業支援金の見直しの考えはありますか。

2、民宿開業件数は当初目標件数があったのか、またさらに拡大する予定でしょうか。

3、伊根地区に住みたい定住者、移住者の受入れ体制を具体的に答弁を求めます。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、向井議員さんのご質問にお答えしたいと思います。向井議員さん、初デビューおめでとうございます。

伊根町の開業支援金は、平成22年度に新たに制度創設を行ったもので、これまで13件の支援を行っております。事業種別でいきますと、宿泊業の開業支援が10件、製造業2件、飲食業1件となっており、さらに支援者別では、個人が12件、法人1件です。個人は、支援を受ける3年以内に移住してきた方が3件、それ以外の方、つまりもともと伊根町にお住まいの方は9件となっております。

平成20年、21年当時の伊根地区内の宿泊施設の状況でございますが、ピークは昭和四十五、六年だったと思っておりますが、それから年々減少していきまして、舟屋民宿の数は、盛期には二十四、五件あったんですけれども、10件程度となっております。10件あったといっても、実質稼働しているのは四、五件程度でございます。町としても、舟屋を核とした観光振興策の一つとして、舟屋民宿を増やす取組の必要性を感じていたところでございます。

当時、舟屋を宿泊施設として活用するためには、旅館業法の規制は厳しいものがあり、簡単には許可が取れませんでした。そこで伊根町商工会と一緒に、農産漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律、通称、余暇法の規定による体験民宿の可能性を模索し、商工会をはじめ消防署、土木事務所、保健所等、関係行政機関が一体となって開業サポートを行うことで、新規開業者をワンストップで支援する体制を整備し、さらに町は開業支援金を制度化して開業時の経済的支援を行うことで、創業時の経済的な不安を解消し、新規開業を推進する仕組みを構築したものでございます。これには以前からありました商工観光業振興補助金と併せて、ハード、ソフト両面から支援するものでございます。開業支援金のほうは、ソフトのほうで月額10万円、24か月、今申しあげました商工観光業振興補助金、これはハードのほうです。3分の1補助の上限300万、これをもちましてハード、ソフト両面から支援してきたものでございます。

舟屋を核とした観光振興という視点において、伝建制度による舟屋群の保存と開業支援による舟屋の活用を融合させることが観光振興に大きな意味を持っていると思っております。

今日の議員のご発言の中に、観光の目的は一定達成されたと感じるというものがございます。ちょっとはつきりとは意味合いが分かりかねるんですけれども、一定の目的が既に達成されたため、さらなる努力や行動は必要ない、とりわけ伊根地区にはもう観光は必要がないというニュアンスであるのであれば、私はそのようには思わないところでございます。一定の成果は上がっていると思っております。一定の成果が上がっているが、目的は達成されておられません。

伊根町の大きな課題は、少子・高齢・過疎、廃れいく農山漁村であります。これらから脱却して「明るく、豊かで、潤いのある町」を目指しております。かつては、伊根町も人口7,732人ご

ございました。それだけの人々を伊根町の農業、漁業が、農地、漁場が支えてくれたわけです。町にも活力があった。でも、昭和の合併以来この方そうはいかなくなりました。人口は流出するばかりで、とうとう2,000人を割ってしまいました。まだ減る。高齢化率も47%を超えております。これが伊根町の現状でございます。

この現状を打破するための方策の一つとして、伊根の舟屋を核とした観光振興、観光立町を目指しております。そのことにより町内全体の経済が底上げされ、町内全体の経済の底上げはかない、子供も増え、高齢化率も下がり、人口減少に歯止めがかかり、町民みんながもっともっと豊かになれば、伊根町が誰もが認める「明るく、豊かで、潤いのある町」になれば、目的は達成されたと思えます。目的はあくまでもそこでございます。観光振興はその一手段であり、その手段もまだまだ発展途上であると思えます。

また、民宿の開業により収益が得られることも知られている、伊根町の舟屋群は投機の対象になっているとおっしゃられましたが、稼ぐ手段として活用されている舟屋物件は承知をしておりますが、投機、つまり一般的に言われる機会に乗じて短期間で利ざやを得ようとする行為、簡単に言えば安いときに買って高いときに売る、そういう取引の対象として扱われた物件はないように思います。もし仮にそのような物件があれば、ゆゆしき事態であろうかなと思います。でも、今後もっともっと国内、世界にと有名になれば、中国資本であったり、いろいろなものが買いあさりに来る可能性はあろうかと思えます。

舟屋に住んで漁業を営みたいが、住まいを見つけられず、町外から時間をかけて通勤されている方がいる、このことは漁業者懇談会でも、水産会社の方からもお聞きをしております。住んでこそ生活があってこそ伊根地区、本当にそうだと思います。伊根の舟屋は漁業とともに存在してきており、私も漁業者が舟屋に住んで漁業に従事するという形は理想だと思っております。

しかしながら、議員もよくよくお考えください。舟屋は伊根町が持っているものではありません。個人の方がそれぞれ所有されており、受け継がれているものでございます。舟屋が欲しい、舟屋を売りたい、こういった不動産の取引はあくまで個人と個人の問題で、そこに町が介入すべき問題ではないと考えております。実際、漁業に従事していない町民の方でも舟屋に住みたいと思われる方おられるでしょうし、議員も漁業者ではありませんが、舟屋を取得されたお一人だと思います。舟屋の利活用は宿泊施設であろうと漁業であろうと、大いに結構なことだと思います。それが舟屋景観の保存にもつながるものだと思います。

それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、伊根町開業支援金の見直しの考えはありますかというご質問ですが、議員のご質問のお話の内容から推測するに、開業支援金があるため新規事業者が舟屋を取得できないとお考えのようですが、それはちょっと論点が違うと思います。開業支援金は、移住者であろうと町民であろうと、新たに商工観光業を営もうという方を支援するもので、舟屋民宿に限らず、農家民宿であっても、宿泊業以外の商工観光業であっても支援対象でありますので、そうでありますので見直す考えはございません。

2点目、民宿開業件数は当初に目標件数はあったのか、さらに拡大するののかのご質問でございますが、制度創設時に民宿開業の件数の目標値はございません。さらに拡大するののかの点でございますが、ちょっと少しこも私、意味合いが分かりにくいところでございまして、開業支援金のご質問でございますので、その制度の拡大ということであれば、現在の240万円を300万円にとか、二次創業も対象にするなど、制度の拡大であるならば、その拡大はいたしません。また、商工観光業振興補助金の300万円を400万円、500万円と引き上げることもございません。引き続き、現在の支援制度を継続し、宿泊施設を含む商工観光業の新規開業並びに振興を支援、推進いたします。

3点目、伊根地区に住みたい移住定住者の受入れ体制はとのご質問でございますが、これも議員、これはもう少し質問の内容をもう少し詳しくお聞きしたいなど、少し内容が分かりにくいのでございますが、受入れ体制、当町では企画観光課が相談窓口となっております。空き家バンクも設けております。一元的には企画観光課が担当しますが、相談の内容によっては地域整備であったり、保健福祉であったり、住民生活であったり、他の課に割り振りをしますし、商工会にもつながります。

よその市町では、もう10名単位、10名超えるような部署を設けて、部局を設けて、ワンストップで対応しているところもございますが、当町の職員の人員体制ではそうはいきません。全課で協力しながら対応しております。

また、3月定例会の和田議員の一般質問でもお答えをさせていただきましたが、移住者を招致するために移住者に対する特別な策を講じるものではありません。そうではなく、伊根町に住む方が幸せを感じる、住み続けたいと思っていただける施策に力を入れる、これが伊根町の移住施策の一丁目一番地であります。「近き者喜ばば遠き者来る」、この考え方を基本に移住定住対策は進めております。子育て支援しかり、教育環境の整備しかり、高齢者福祉、公共交通対策、産業振興、観光振興、この町をよくする、住みやすくする、町民の皆さんに喜んでもらえる施策は、間接的とはなりませんが、移住定住対策であります。

これからも移住者を含む住民の皆さんが伊根町に住み続けられる、住み続けたいと思う、また、町外の方が伊根町に住みたいと思っていただける「明るく、豊かで、潤いのある町」を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 向井議員。

○4番（向井久仁子君） ありがとうございます。町長からいただいた内容、また私も分かりやすく質問ができるように勉強したいと思います。

伊根町の周りを見ている、支援金をいただいてにぎわってやっている人たちも、みんなが笑顔でカフェなどをやっているのを見ると私もうれしくて、またこれからやりたいという話もやっぱり周りから聞いているので、にぎやかになっていくことをこれからも望んでおります。

それでは、ありがとうございました。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、向井議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

休憩します。再開は11時にしたいと思います。

休憩 10時51分

再開 11時00分

○議長（佐戸仁志君） 再開します。

◎ 日程第3 発議第3号

○議長（佐戸仁志君） 日程第3、発議第3号 伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） それでは、提案説明のほうをさせていただきます。

伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年12月14日条例第22号）の一部を改正するものであります。

提出の理由としましては、選挙運動用ポスター作成の公費負担額の限度額見直しの改正を行うものであります。

一番最終ページの新旧対照表をご覧ください。

改正部分は、ポスターの上限額設定部分「541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合のその端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額」を「918円を超える場合には、918円」に改めるものであります。

算定方法について申し上げます。今回算定に当たり、他町の議会事務局の皆様、印刷会社の皆様にご協力いただきましたことをこの場をお借りし、感謝申し上げます。

さて、算定方法ですが、国基準による単価の算定方法では、伊根町条例制定前の単価は525円06銭に掲示板数83か所プラス31万5000円を83か所で除して得た4,266円でありました。条例制定時の単価は541円31銭を83か所で乗じて、そして31万6,250円を83か所で除した4,352円であります。いわゆるこの単価の改正は、物価の変動及び令和元年10月

施行の消費税増税8%から10%を踏まえてのもので、令和2年12月に定例会においてこの金額にて条例が上程され、皆さん可決賛成されましたので説明する必要はないものと思います。

今回、新たに改正する単価の算定方法は、平成30年の選挙運動収支報告書のポスター作成費用平均額5万6,943円、1枚当たり512円となることから、端数を切り上げ600円とし、昨今の物価上昇分を鑑み、その1.5倍の金額900円を1枚当たりの限度額としております。また、900円に国基準の、先ほど申し上げました物価の変動及び消費税増税新旧増加率である1.02を算出し、その増加率を乗じた918円とするものであります。

他町においても同様の算定方法が用いられ、918円で条例制定されていること、また市場価格を調査した結果においても、今回の上限額918円は下回っております。

なお、本日現在、印刷大手のラクスルで、当町のさきの選挙において使用された同じ紙質の耐水シールのポスター印刷、選挙用であります。100枚3万1,493円、1枚314.9円で印刷できることとなっております。

以上のことから、今回の改正においても、選挙公営制度の趣旨である、お金のかからない公正な選挙を実現するとともに、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を持てるようにするため、候補者の選挙運動費用等の一部について、町が公費で負担する制度の選挙公営制度は担保される範囲内であることを申し添えさせていただきます。

伊根町議会議員政治倫理審査会の審査対象議員からの弁明書において、公費負担制度に関する見直しが必要であるとの意見も複数あったことを踏まえての発議であり、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。2番、長谷川議員。

○2番（長谷川貴之君） それでは、伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、会派を代表しまして反対の立場で討論させていただきます。

令和2年、公職選挙法が一部改正され、町村の選挙におきましても公営対象が拡大され、供託金制度も導入されました。伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例も、令和2年第4回の定例会において可決され、令和4年11月の伊根町議会議員及び伊根町長選挙で初めて適用されたところであります。その後、伊根町議会議員政治倫理条例に基づき、選挙ポスター印刷費用について審査会が開催され、審査結果で選挙運動に関するルールについて見直すべきか否かについて積極的な議論がなされることを期待するともありました。

この選挙公営につきましても、再度他の町村との比較、また検証も行った上で、選挙公営制度そのものの自体に見直しが必要とするなら、国のほうに対しましても意見書などを送付することも検討しなければならないと思います。また、選挙運動用ポスター作成の公費負担額の限度額を見直し、今後の選挙から条例改正するにせよ、現在の任期期間中において全議員で協議した上、改正についての可否を判断することが望ましいと思います。

また、選挙運動に関する公費負担額の見直しということであれば、選挙運動用ポスターの作成だけではなく、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成も含めた公費負担の限度額についても協議する必要があると考えます。

このことから、現段階で審議するものではないと考え、反対の討論とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに討論はありませんか。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） それでは、ただいま議題に上がっています伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場を明確にして、共産党会派を代表して討論に参加いたします。

今回のポスター問題に関しましては、一言では言い表せないのですが、議員選挙以降、議会内外、伊根町内外で物議を醸してきました。いいえ、物議を醸すとは議論が沸き起こることなので、ハレーションを起こしたと言ったほうがいいかも分かりません。

関連上、一言申し添えますと、SNS上で自分が証拠としてつかんでいるだけで、ポスター経費の水増し、金品授受、私文書偽造、詐欺、食事提供等の運動買収等の疑惑、不正行為がある、ご自身の進退を含めて姿勢を正すとともになどと発信をされておられました。これを見た方は、伊根町の議員はどんな悪いことをしているんだと思われた方もいらっしゃるかも知りません。しかしながら、そのつかんだ証拠がいまだに公表もされておられません。となると、議員に対する単なる言いがかり、恫喝ではなかったのか、そう言っているのではなかったのかと思っています。常軌を逸していると言わざるを得ません。

そういう中で、ポスター問題については議会倫理条例で定義されている審査を請求されました。審査会の皆様のお手を煩わした審査の結果、本請求は候補者の選挙運動に関する問題を指摘するものであり、当町議会政治倫理条例は議員の職務、議員の地位に関する不正を規制するもので、候補者の条例違反の審査を対象とすることは難しいとして審査請求を却下しました。そして、審査報告の結語では、今回の審査請求を機に、今後議会において選挙運動に係る公費負担制度や選挙公営の手引などの選挙運動に関するルールについて、見直すべきか否かについて積極的な議論がなされることを期待したい、また新聞報道において選挙公営の手引違反の疑いの指摘があったことから、選挙管理委員会をはじめとする関係機関に対しては、次回選挙において候補者に対し公費負担制度の利用に関する十分な説明と注意喚起をされることを望みたいと発表されました。

このことを重く受け止めるならば、結果の賛否はあるかもしれませんが、議会としては審査会の意見を精査し、例えば議会活性化委員会などで公費の在り方について時間をかけて議論をし、一致点を見いだして、必要とあらば議会に上程するのが本筋であると私は考えます。それを今回のように何の相談もなく、一会派の単独動議で提案されたことは遺憾と言わざるを得ません。

議員相互の信頼関係もあったものではありません。こういう方法がまかり通るとなると、例えば議員定数の問題でも丁寧な議論なしに動議で提出をすると、そういうこともあり得ると、こういうことにつながるのではないのでしょうか。

以上、今回の条例提案には、こういう議会の運営上、大きな禍根を残す行為であることを指摘して、私の反対討論といたします。

○議長（佐戸仁志君） ほかに反対者の討論はありませんか。3番、松山議員。

○3番（松山義宗君） 伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、会派を代表して反対の立場で討論いたします。

議題となっております条例は、発議の提出者が議長である期間に上程され、議長を含め9名議員全員が賛成し可決された経緯がある条例であります。その内容は、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会均等を図ることを目的としております。

私は金銭による議員の成り手不足の一助となることを期待しておりました。そして、新しい仲間も増え、効果も実感しております。動議は認められた行為ではありますが、内容が公費負担全体を対象とせずにポスターの公費負担918円の改正のみでは、幾ら根拠があったとしても乱暴だと思えて仕方がありません。そのほかの公費負担対象である運転手、燃料、自動車、ビラ、それぞれを含めることが妥当だと考えます。

ポスター作成費には、令和4年の伊根町議会議員一般選挙の後、京都新聞による掲載があり、同時にSNSの発信もあり、全国や近隣市町村、町内においても賛否があったと思います。後にポスター作成費について不正の疑いとして倫理審査請求がなされ、有識者、専門家による審査会も開催しましたが、却下となりました。ちなみに、全国でも住民監査請求がありますが、ほとんどが棄却されているのが現状です。この問題は、伊根町議会や議員の信頼の失墜、不調和と分裂、そして町民の沈黙だけを示した結果となったと私は思っています。さらには、次期伊根町議会議員選挙の候補者が、議会は行政の監視役よりも議員同士で足を引っ張り合うようなところだなど思われてしまい、立候補者がなくなる可能性までであると私は感じております。

伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正を望むのであれば、結果はどうあれ、全国の状況はもちろん、近隣市町村も調査した上で、会派調整を基本として議員全員で協議することが町民の理解を得ることになるのではないかと思います。

以上のことを申し添え、反対討論といたします。

○議長（佐戸仁志君） ほかに反対者の討論はありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号 伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立少数です。したがって、本案は否決されました。

◎ 日程第4 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（佐戸仁志君） 日程第4、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

◎ 閉 会

○議長（佐戸仁志君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第2回伊根町議会定例会を閉会します。

皆様、お疲れさまでした。

閉会 11時18分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員